

新型コロナワクチンの有効期限が変更されました

42084

[印刷](#)

新型コロナウイルスワクチンの有効期限が、一定の温度で管理することを条件として、下記のように延長されました。新型コロナウイルスワクチンは貴重なワクチンであり、バイアル及びバイアル箱のラベルに記載されている最終有効年月日をご確認の上、有効に活用するようにしましょう。

本件に関する詳細については、日本医師会から10月26日付で発出した文書（健Ⅱ368F）をご参照願います。

なお、モデルナ製のワクチンの有効期間についてもこのほど、7か月から9か月に延長されました。詳細は日本医師会から11月17日付で発出した文書（健Ⅱ403F）を併せてご参照願います。



ファイザー製	-90℃～-60℃で管理した場合 製造時から起算して6か月 → 9か月
モデルナ製	-20℃±5℃で管理した場合 製造時から起算して6か月 → 7か月 → 9か月

これにより、6か月という前提で有効期限が印字されている下記のワクチンは、有効期限を延長して使用することが可能となりました。

ファイザー製	印字されている有効期限が「2022年2月28日まで」、またはそれ以前となっているワクチン
モデルナ製	印字されている有効期限が「2022年3月1日まで」、またはそれ以前となっているワクチン〔ただし、ロットNo3004733 となっているワクチンについては有効期限が7か月と印字されていますので、印字されている有効期限（2022年1月22日）に従って使用するようにご注意願います〕

※なお、冷蔵庫（2℃～8℃）に保管した場合でも、解凍後から起算して、ファイザー製は1か月間、モデルナ製は30日間、それぞれ保存可能とされています。

関連キーワードから検索

[日医ニュース](#) [案内](#)